

「年齢識別装置を装備したたばこ自動販売機」に該当すると判定したたばこ自動販売機・年齢識別装置の機種一覧

財務省においては、平成20年7月以降、製造たばこ小売販売業の許可に「自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別装置（たばこを購入する者が二十歳以上の者であることを確認する機能を有する装置をいう。）を装備した自動販売機により、当該装置を常時作動させた上で販売すること。」との条件を付しております。

財務省としては、当該許可条件に規定される「年齢識別装置（たばこを購入する者が二十歳以上の者であることを確認する機能を有する装置をいう。）を装備した自動販売機」につき、現時点において、下表所掲の年齢識別方式の自動販売機・年齢識別装置がこれに該当するものと判定（事実認定）しております。

なお、「年齢識別装置（たばこを購入する者が二十歳以上の者であることを確認する機能を有する装置をいう。）を装備した自動販売機」に該当するか否かの判定は、別紙の「判定基準」（平成20年6月30日財政制度等審議会たばこ事業等分科会決定）に基づいて実施しております。今後、新たな機種が当該基準に基づき許可条件に該当するものと判定されれば、随時下表に追加し、公表して参ります。

令和8年9月24日現在

開発会社又は運営主体		年齢識別方式	備考
名称	住所 電話番号		
株式会社松村エンジニアリング	東京都台東区柳橋 2-18-4 (電話) 03-6858-6611	運転免許証方式	型式：EXC-2500ZY3
		運転免許証・マイナンバーカード方式	型式：EXC-2500ZYM
		パスポート方式	型式：EXC-2500ZYP
株式会社マースウインテック	長野県埴科郡坂城町中之条 1375-1 (電話) 0268-82-1160	マイナンバーカード・運転免許証方式	型式：MDR-01

（注）本表は、別紙の判定基準に基づき、二十歳未満の者がたばこを購入できないよう措置が講じられていることのみを確認したものであり、それ以外の点については検証を行っておりません。よって、各機器の性能等の詳細については、それぞれの開発会社又は運営主体にお問い合わせ下さい。

なお、平成27年12月22日までに設置された下表所掲の年齢識別方式の自動販売機についても、「年齢識別装置を装備したたばこ自動販売機」に該当するものとして取り扱うこととします。

開発会社又は運営主体		年齢識別方式	備考
名称	住所 電話番号		
株式会社竹田商事 (旧商号 株式会社フジタカ)	—	顔認証方式 (第一段階で顔認証で20歳以上の者であるか否かを判断し、その区別不明の場合には、補足的に運転免許証によって20歳以上の者であるか否かを判断するもの)	Ver3.01J(平成21年1月開発)を搭載しているものに限る。

以上

別紙

「年齢識別装置を装備したたばこ自動販売機」に該当することを確認するための判定基準

たばこ自動販売機・年齢識別装置が、製造たばこ小売販売業の許可の条件に係る「年齢識別装置（たばこを購入する者が二十歳以上の者であることを確認する機能を有する装置をいう。）を装備した自動販売機」に該当することを確認するための判定（事実認定）に当たっては、下記の３点の「最小限の基準」をクリアするか否かを基礎として、さらに個々の自動販売機・年齢識別装置の特性に応じて個別具体的に判断する。

- ① 年齢識別装置が正常に作動しており、自動販売機の利用者が年齢識別装置に二十歳未満の者を二十歳以上の者と誤認させようとする特段の行為を行わない状態において、年齢識別装置が二十歳未満の者を二十歳以上の者と誤認することがないこと。
- ② 年齢識別装置に二十歳未満の者を二十歳以上の者と誤認させようとする行為に対する措置が講じられていること。
- ③ 年齢識別装置の稼動を容易に停止することができないようにする措置が講じられていること。

以上